

松山東雲短期大学収容定員関係学則変更届出書

令和 8 年 6 月 30 日

文部科学大臣 殿

学校法人松山東雲学園
理 事 長 丸 木 公 介

このたび、松山東雲短期大学の収容定員に係る学則を変更することについて、学校教育法第4条第2項及び学校教育法施行令第23条の2第1項の規定により、別紙書類を添えて届け出ます。
なお、届出の上は、確実に届出に係る計画を履行します

基本計画書

基本計画									
事項	記入欄								備考
計画の区分	大学の収容定員に係る学則変更								
設置者	ガッコウホウジン マツヤマシノノメガクエン 学校法人 松山東雲学園								
大学の名称	マツヤマシノノメタンキダイガク 松山東雲短期大学 (Matsuyama Shinonome Junior College)								
大学本部の位置	愛媛県松山市桑原3丁目2番1号								
大学の目的	キリスト教の精神に基づく建学の理想実現をめざし、教育基本法及び学校教育法にしたがい、専門の学芸を研究教授し、高い人格と豊かな教養を備え、人と社会と共に活躍できる女性の育成を目的とする。								
新設学部等の目的	進学動向や18歳人口の減少など、近年の社会情勢の変化は、全国のビジネス系学科を設置する短期大学において、志願者及び入学者の減少をもたらしている。本学園として将来にわたり安定した教育環境を維持するため、慎重な検討を重ねた結果、現代ビジネス学科の学生募集停止の決定に至った。								
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位	学位の分野	開設時期及び開設年次	所在地
	保育科 (Department of Early Childhood Education and Care)	2	50	-	100	短期大学士 (保育) (Associate in Early Childhood Care and Education)	教育学・保育学関係	令和8年度第1年次	愛媛県松山市桑原3丁目2番1号
	現代ビジネス学科 (Department of Business Studies)	2	0 (40)	-	0 (80)	短期大学士 (ビジネス) (Associate of Business Administration)	経済学関係	令和9年4月第1年次	愛媛県松山市桑原3丁目2番1号
	食物栄養学科 (Department of Food and Nutrition)	2	40	-	80	短期大学士 (食物栄養) (Associate in Food and Nutrition)	家政関係	令和8年度第1年次	愛媛県松山市桑原3丁目2番1号
	計		90 (130)	-	180 (260)				
同一設置者内における変更状況 (定員の移行、名称の変更等)	該当なし								
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数			
		講義	演習	実験・実習	計	単位			
		科目	科目	科目	科目	単位			
学部等の名称		基幹教員					助手	基幹教員以外の教員 (助手を除く)	
		教授	准教授	講師	助教	計			
新設	該当なし	-	-	-	-	-	-	-	
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	-	-	-	-	-			
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの (aに該当する者を除く)	-	-	-	-	-			
	小計 (a～b)	-	-	-	-	-			
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの (a又はbに該当する者を除く)	-	-	-	-	-			
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの (a、b又はcに該当する者を除く)	-	-	-	-	-			
	計 (a～d)	-	-	-	-	-			
	該当なし	-	-	-	-	-			-
a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	-	-	-	-	-				
b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの (aに該当する者を除く)	-	-	-	-	-				
小計 (a～b)	-	-	-	-	-				
c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの (a又はbに該当する者を除く)	-	-	-	-	-				
d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの (a、b又はcに該当する者を除く)	-	-	-	-	-				
計 (a～d)	-	-	-	-	-				
計	-	-	-	-	-		-	-	
分		-	-	-	-		-	-	

既 設	保育科		3 (3)	2 (2)	1 (1)	1 (1)	7 (7)	7 2 15	大学設置基準別表第一に定める基幹教員数の四分の三の数 5人		
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	3 (3)	2 (2)	1 (1)	1 (1)	7 (7)					
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0	0	0	0	0					
	小計（a～b）	3 (3)	2 (2)	1 (1)	1 (1)	7 (7)					
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0	0	0	0	0					
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0	0	0	0	0					
	計（a～d）	3 (3)	2 (2)	1 (1)	1 (1)	7 (7)					
	食物栄養学科		2 (2)	4 (4)	0	0	6 (6)			3 2	大学設置基準別表第一に定める基幹教員数の四分の三の数 4人
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	2 (2)	4 (4)	0	0	6 (6)					
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0	0	0	0	0					
小計（a～b）	2 (2)	4 (4)	0	0	6 (6)						
c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0	0	0	0	0						
d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0	0	0	0	0						
計（a～d）	2 (2)	4 (4)	0	0	6 (6)						
計		5 (5)	6 (6)	1 (1)	1 (1)	13 (13)	5 (5)	- (-)			
合 計		5 (5)	6 (6)	1 (1)	1 (1)	13 (13)	5 (5)	- (-)			
分	職 種		専 属		そ の 他			計			
	事 務 職 員		31人 (31)		2人 (2)			33人 (33)			
	技 術 職 員		0 (0)		0 (0)			0 (0)			
	図 書 館 職 員		1 (1)		1 (1)			2 (2)			
	そ の 他 の 職 員		0 (0)		14 (14)			14 (14)			
	指 導 補 助 者		0 (0)		0 (0)			0 (0)			
	計		32 (32)		17 (17)			49 (49)			
	校 地 等	区 分		専 用		共 用		共用する他の 学校等の専用		計	
		校 舎 敷 地		36.00 m ²		10,483.00 m ²		0m ²		10,519.00 m ²	
		そ の 他		0m ²		22,807.01 m ²		0m ²		22,807.01 m ²	
合 計		36.00 m ²		33,290.01 m ²		0m ²		33,326.01 m ²			
校 舎	専 用		共 用		共用する他の 学校等の専用		計				
	24.30 m ² (24.30 m ²)		20,080.95 m ² (20,080.95 m ²)		0m ² (0 m ²)		20,150.25 m ² (20,105.25 m ²)				
教室・教員研究室			教 室		室		教 員 研 究 室		室		
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称		図書 〔うち外国書〕		学術雑誌 〔うち外国書〕		電子ジャーナル 〔うち外国書〕		機械・器具	標本	
	冊		電子図書 〔うち外国書〕		種		点		点		
	〔 〕		〔 〕		〔 〕		〔 〕		〔 〕	〔 〕	
	〔 〔 〕 〕		〔 〔 〕 〕		〔 〔 〕 〕		〔 〔 〕 〕		〔 〕	〔 〕	
計	〔 〕		〔 〕		〔 〕		〔 〕		〔 〕	〔 〕	
	〔 〔 〕 〕		〔 〔 〕 〕		〔 〔 〕 〕		〔 〔 〕 〕		〔 〕	〔 〕	
	〔 〔 〕 〕		〔 〔 〕 〕		〔 〔 〕 〕		〔 〔 〕 〕		〔 〕	〔 〕	
	〔 〔 〕 〕		〔 〔 〕 〕		〔 〔 〕 〕		〔 〔 〕 〕		〔 〕	〔 〕	
スポーツ施設等			スポーツ施設		講堂		厚生補導施設		m ²		

経費の見積り及び維持方法の概要	経費の見積り	区 分	開設前年度	第 1 年次	第 2 年次	第 3 年次	第 4 年次	第 5 年次	第 6 年次	
		教員 1 人当り研究費等		220千円	220千円					
		共同研究費等		284千円	254千円					
		図 書 購 入 費	886千円	803千円	719千円					
		設 備 購 入 費	4,536千円	4,108千円	3,679千円					
	学生 1 人当り納付金		第 1 年次	第 2 年次	第 3 年次	第 4 年次	第 5 年次	第 6 年次		
		保育科・現代ビジネス学科	1,132千円	882千円	千円	千円	千円	千円		
食物栄養学科		1,137千円	887千円	千円	千円	千円	千円			
学生納付金以外の維持方法の概要			補助金・寄付金収入の獲得							
既設大学等の状況	大 学 等 の 名 称松山東雲短期大学									
	学 部 等 の 名 称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	収容定員充足率	開設年度	所 在 地	
	保育科 (Department of Early Childhood Education and Care) 現代ビジネス学科 (Department of Business Studies) 食物栄養学科 (Department of Food and Nutrition)	年	人	年次人	人	短期大学士（保育）	倍	昭和41年	愛媛県松山市 桑原3丁目2番1号	
		2	50	-	150		0.79			
		2	40	-	80	短期大学士（ビジネス）	0.67	昭和59年		
	2	40	-	120	短期大学士（食物栄養）	0.75	昭和62年			
既設大学等の状況	大 学 等 の 名 称松山東雲女子大学									
	学 部 等 の 名 称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	収容定員充足率	開設年度	所 在 地	
	人文学部 心理子ども学科 (Department of Psychology and Early Childhood Education Faculty of Human Sciences)	年	人	年次人	人	学士（人文学）	倍	平成19年	愛媛県松山市 桑原3丁目2番1号	
		4	80	3年次0	380		0.67			
附属施設の概要		名 称：松山東雲教育実践研究センター 目 的：教育研究の推進・教育の質向上 所 在 地：愛媛県松山市桑原3丁目2番1号 設置年月：令和2年4月								令和6年4月 名称変更

(注)

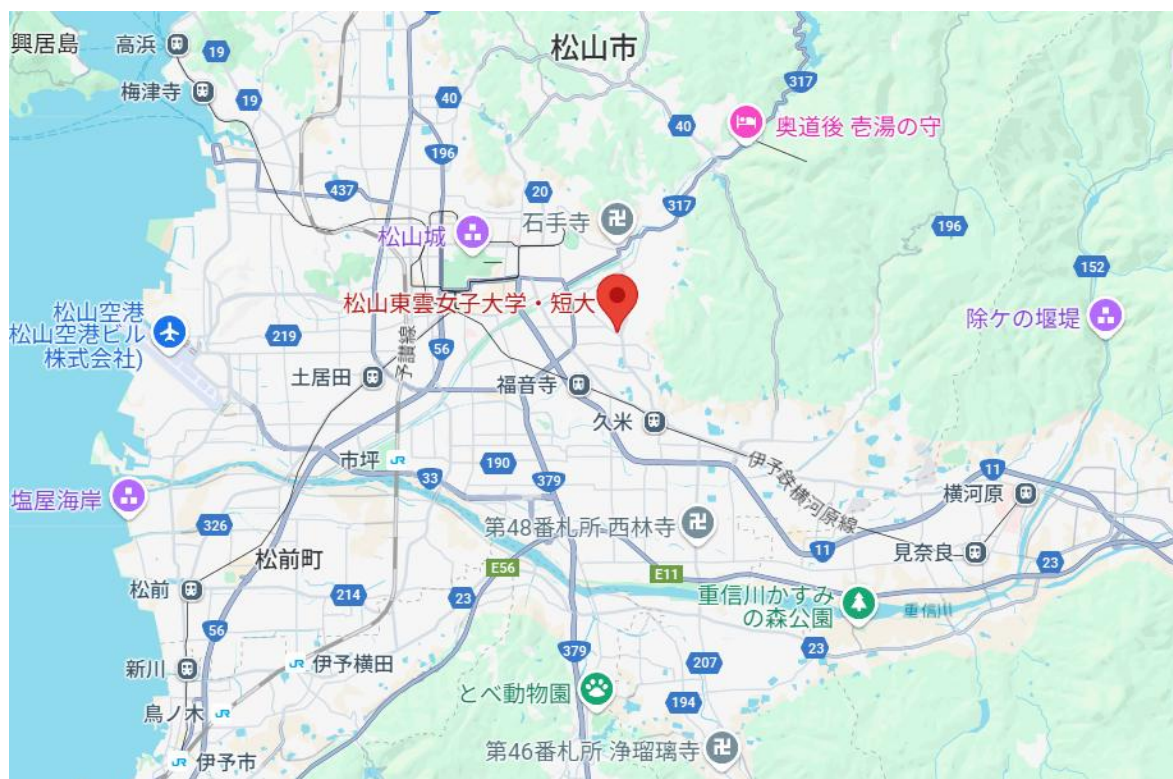
- 1 共同学科の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」、「新設学部等の目的」、「新設学部等の概要」、「教育課程」及び「新設分」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 2 「新設分」及び「既設分」の備考の「大学設置基準別表第一イ」については、専門職大学にあっては「専門職大学設置基準別表第一イ」、短期大学にあっては「短期大学設置基準別表第一イ」、専門職短期大学にあっては「専門職短期大学設置基準別表第一イ」にそれぞれ読み替えて作成すること。
- 3 「既設分」については、共同学科等に係る数を除いたものとする。
- 4 私立の大学の学部又は短期大学の学科の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「教室・教員研究室」、「図書・設備」及び「スポーツ施設等」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 5 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「校舎」、「教室・教員研究室」、「図書・設備」、「スポーツ施設等」及び「経費の見積り及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 6 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 7 空欄には、「-」又は「該当なし」と記入すること。

松山東雲短期大学 設置認可等に関わる組織の移行表

令和8年度	入学 定員	収容 定員		令和9年度	入学 定員	収容 定員	変更の事由
松山東雲短期大学				松山東雲短期大学			
保育科	50	150	→	保育科	50	100	
現代ビジネス学科	40	80	→	<u>0</u>	<u>0</u>	令和8年4月学生募集停止	
食物栄養学科	40	120	→	食物栄養学科	40	80	
計	130	350		計	<u>90</u>	<u>180</u>	
松山東雲女子大学				松山東雲女子大学			
人文科学部				人文科学部			
心理子ども学科				心理子ども学科			
子ども専攻	50	200	→	子ども専攻	50	200	
社会福祉専攻	30	120	→	社会福祉専攻	30	120	
地域イノベーション専攻			→	地域イノベーション専攻			
計	80	320		計	80	320	

2 校地校舎等の図面

(1) 都道府県内における位置関係の図面



(2) 最寄り駅からの距離、交通機関及び所要時間がわかる図面



- 市内バス利用
伊予鉄バス10番線「短大前」下車 松山市駅から約20分、JR松山駅から約30分
- 高速道路利用
松山自動車道「松山IC」から約38分、「川内IC」から約26分
- タクシー利用
松山市駅から約15分

(3)校舎、運動場等の配置図(完成年度のもの)
(4)校舎の平面図(完成年度のもの)

※赤枠部分のB館は本届出の学科が主に使用している校舎



桑原キャンパス校地 38517.01 m²
所在地: 愛媛県松山市桑原3丁目2番1号

使用区分	所有	借用	計
大学・短期大学	30697.34	5191.00	35888.34
認定こども園	2628.67	—	2628.67
計	33326.01	5191.00	38517.01

種別	建物構造	総面積 m ²	使用区分
① 校舎(本館南・北)	鉄筋コンクリート造6階建	5,647.60	大学・短大
② 校舎(A館)	鉄骨・鉄筋コンクリート造陸屋根3階建	1,932.10	大学・短大
③ 校舎(B館)	鉄筋コンクリート5階建	2,500.71	大学・短大
④ 校舎(D館)	鉄骨・鉄筋コンクリート造6階建	4,157.57	大学・短大
⑤ 講堂・図書館	鉄筋コンクリート造4階建	3,000.28	大学・短大
⑥ 体育館	鉄骨・鉄筋コンクリート造2階建	1,597.74	大学・短大
⑦ 部室(清雅館)	鉄筋コンクリート造2階建	569.7	大学・短大
⑧ 実習棟	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建	272.16	大学・短大
⑨ 柔道場	鉄骨コンクリート平家建	141	大学・短大
⑩ トレーニングルーム	鉄骨造鋼板葺平家建	83.89	大学・短大
⑪ 倉庫・事務所	軽量鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき2階建	178.2	大学・短大
⑫ 実験小屋	軽量鉄骨造鋼板ぶき平屋建	24.3	短大
⑬ 認定こども園	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建	885.94	認定こども園
⑭ 認定こども園	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき2階建	264.98	認定こども園

松山東雲短期大学学則

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 本学は、キリスト教の精神に基づく建学の理想実現をめざし、教育基本法及び学校教育法にしたがい、専門の学芸を研究教授し、高い人格と豊かな教養を備え、人と社会と共に活躍できる女性の育成を目的とする。

(自己点検・評価等)

第 1 条の 2 本学は、教育水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自己点検評価を行い、その結果を公表するものとする。

2. 本学は、教育研究等の総合的な状況について、学校教育法に基づいて、文部科学大臣の認定を受けた認証評価機関による評価を受けるものとする。

3. 自己点検評価を行うにあたって必要な事項については、別に定める。

(名称及び所在地)

第 2 条 本学は、松山東雲短期大学と称し、愛媛県松山市桑原 3 丁目 2 番 1 号に置く。

第 2 章 学科、収容定員及び修業年限

(学科及び収容定員)

第 3 条 本学に設置する学科及び収容定員は次の表のとおりとする。

学 科 名	入学定員	収容定員
保 育 科	50名	100名
食物栄養学科	40名	80名
計	90名	180名

(学科の教育目的)

第 3 条の 2 各学科の教育目的は、次のとおりとする。

(1) 保育科は、新しい時代の変革や社会の要請に応えることのできるより高い資質をもった有為な保育者を養成する。

- (2) 食物栄養学科は、食と健康に関する専門知識と確かな技術を修得し、食の分野から人々の健康実現をサポートする食のスペシャリストを養成する。

(修業年限及び在学年数)

第4条 本学の修業年限は2年とする。

2. 在学年数は4年を超えることができない。
3. 前2項の規定にかかわらず、学長の許可を得て、長期履修学生として在学することができる。
4. 長期履修学生の修業年限及び在学年数に関して必要な事項は別に定める。

第3章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第5条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第6条 学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月20日まで

後学期 9月21日から3月31日まで

(休業日)

第7条 休業日は次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 本学開学記念日 5月2日

(4) 松山東雲学園創立記念日 9月16日

(5) 春期休業日 3月18日から3月31日まで

(6) 夏期休業日 8月8日から9月20日まで

(7) 冬期休業日 12月25日から1月4日まで

2. 必要がある場合、学長は前項の休業日を臨時に変更、又は臨時の休業日を定めることができる。

第4章 入学、休学、復学、退学及び除籍

(入学の時期)

第8条 入学の時期は学期の始めとする。

(入学の資格)

第9条 本学に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する女子で、本学の入学者選考に合格した者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年数が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) その他、相当の年齢に達し、高等学校又は中等教育学校を卒業した者と同程度以上の学力があると本学が認めた者

（入学の出願）

第10条 前条の各号のいずれかに該当する者で、本学に入学を志願する者は、所定の期日までに本学所定の書類を提出し、入学検定料を納入しなければならない。

（入学者の選考）

第11条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行い、教授会の議を経て、学長が合格を決定する。

（入学手続き及び入学許可）

第12条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに保証人署名の誓約書、その他本学所定の書類を提出するとともに、入学金を納付し、入学手続きをしなければならない。

2. 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

（保証人）

第13条 保証人は1名とし、父母又はその他の成年者で、独立の生計を営む者とし、その学生の在学中の一切の事項について、その責任を負うものとする。保証人に変更があった場合は、直ちに届け出なければならない。

（転入学・転学科）

第14条 本学に転入学又は本学の学生で転学科を志望する者があるときは、当該学科年次に欠員のある場合に限り、教授会の議を経て、学長が入学を許可することがある。

2. 前項により入学を許可された者のすでに修得した授業科目、単位数の取扱い及び在学すべき年数については、教授会の議を経て、学長が決定する。

3. 転入学及び転学科に関する規程は別に定める。

(休 学)

第15条 健康上又はその他やむを得ない事由により2か月以上修学できない者は、所定の休学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。ただし、健康上の事由による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

(休学の期間)

第16条 休学の期間は通算2年以内とし、在学年数に算入しない。

(復 学)

第17条 休学中の学生が復学しようとするときは、所定の復学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。ただし、健康上の事由により休学した場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

(退 学)

第18条 退学しようとする者は、所定の退学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

2. 他の大学等に入学又は転入学しようとする者は、前項に準ずる。

(再入学)

第19条 本学を退学した者及び第20条第1項第3号に該当する者が再入学を願い出たときは、教授会の議を経て、学長が再入学を許可することがある。

2. 前項により入学を許可された者のすでに修得した授業科目、単位数の取扱い及び在学すべき年数については、教授会の議を経て、学長が決定する。

3. 再入学に関する規程は別に定める。

(除 籍)

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

(1) 第4条第2項に定める在学年数を超えた者

(2) 第16条に定める休学の期間を超えてもなお修学できない者

(3) 学納金の納付を怠り督促してもなお納付しない者

(4) 長期間にわたり行方不明の者

第5章 教育課程及び履修方法等

(教育課程の編成)

第21条 教育課程は、本学及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に編成するものとする。

(授業科目の区分、名称及び単位数等)

第22条 授業科目の区分、名称及び単位数等は、別表1のとおりとする。

2. 授業科目の履修に関する規程は別に定める。

(授業の方法)

第23条 授業の方法は、講義、演習、実験、実習又は実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行う。

2. 文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3. 第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(単 位)

第24条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果及び授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によるものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

2. 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定める。

第25条 削除

第26条 削除

(成績の判定)

第27条 学業成績は秀・優・良・可・不可をもって表し、可以上を合格とする。

2. 学業成績判定に関する規程は別に定める。

(単位の認定)

第28条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(他学科における授業科目の履修等)

第29条 本学の他学科の授業科目の履修をする場合は、授業科目担当者の許可を得たうえ所定の手続きを行い、履修することができる。

2. 前項により与えることができる単位数は、別に定める。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第30条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、教授会の議を経て、30単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2. 前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第31条 本学が教育上有益と認めるときは、他の短期大学、高等専門学校の専攻科及びその他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、教授会の議を経て、単位を与えることができる。

2. 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により、本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第32条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に短期大学又は大学（外国の短期大学又は大学を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、教授会の議を経て、本学に入学した後、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2. 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、教授会の議を経て、単位を与えることができる。

3. 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第30条第1項及び前条第1項により、本学において修得したものとみなす単位数と

合わせて、30単位を超えないものとする。この場合において、第30条第2項により、本学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、45単位を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第32条の2 学修機会の多様化を図ることを目的として、本学が定める修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する者があるときは、長期履修学生として、その計画的な履修を認めることがある。

2. 長期履修学生の履修に関して必要な事項は別に定める。

第6章 卒業要件等

(卒業の要件)

第33条 本学を卒業するためには、学生は2年以上在学し、別表1に定める所要単位を修得しなければならない。

2. 前項により卒業の要件として修得すべき所定の単位数のうち、第23条第2項の授業の方法により修得する単位数は、30単位を超えないものとする。

(卒業の認定)

第34条 前条の要件を満たした学生には、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

(学位の授与)

第35条 本学を卒業した者に次のとおり短期大学士の学位を授与する。

保 育 科 短期大学士（保育）

食 物 栄 養 学 科 短期大学士（食物栄養）

(教育職員免許状の取得)

第36条 教育職員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、第33条に規定する卒業の要件を満たし、かつ、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

2. 本学において取得できる教育職員免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

学 科	免 許 状 の 種 類
保 育 科	幼稚園教諭二種免許状

3. 前項の教育職員免許状を取得するために必要な事項は別に定める。

第 7 章 学 納 金 等

(学納金等の金額及び種類等)

第37条 本学の学納金等は別表2のとおりとする。

2. 授業料、施設・設備費、実験・実習費は2学期に分け、前学期は4月末日、後学期は10月末日までに納入するものとする。ただし、特別の事情がある場合は、別に定める規程により減免又は延納を認めることがある。

3. 別表2以外の学納金については別に徴収する。

4. 修業年限2年を超えて在学する者の学納金は別に定める。

5. 社会人学生の学納金に関する規程は別に定める。

(休学及び復学の場合の学納金)

第38条 休学期間中の学納金及び学期の中途に復学する者の学納金は別に定める。

(退学、除籍及び停学の場合の学納金)

第39条 学期の途中で退学、又は除籍された者の当該学期分の学納金は徴収する。

2. 停学期間中の学納金は徴収する。

(納付された学納金等)

第40条 納付された学納金等は、原則として返還しない。

第 8 章 職 員 組 織

(職員組織)

第41条 本学に次の職員を置く。

学 長、副学長、教授、准教授、講師、助教、事務職員、助手、労務職員

2. 組織及び職務に関する規程は別に定める。

第 9 章 教 授 会

(教授会)

第42条 本学は、教育研究に関する重要な事項を審議するため、教授会を置く。

2. 教授会は、学長、副学長、教授、准教授、講師及び助教をもって構成

する。

3. 教授会に関する必要な事項は別に定める。

第43条 削除

第10章 科目等履修生等

(科目等履修生)

第44条 本学の学生以外の者が授業科目の履修を願い出た場合には、当該科目の授業及び研究に妨げのない限り、教授会の議を経て、学長が科目等履修生として授業科目の履修を許可することがある。

2. 科目等履修生に関する規程は別に定める。

(特別聴講学生)

第44条の2 他の大学等（外国の大学を含む）の学生が、本学における授業科目の履修を願い出た場合には、両大学間の協議に基づき、学長が特別聴講学生として授業科目の履修を許可することがある。

2. 特別聴講学生に関する規程は別に定める。

(研究生)

第45条 短期大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると本学が認めた者が、該当する学科において、特定の事項について研究することを学科長に願い出た場合は、当該学科の授業及び研究に妨げのない限り、教授会の議を経て、学長が研究生として許可することがある。

2. 研究生に関する規程は別に定める。

(委託生)

第46条 短期大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると本学が認めた者で、公共機関又はこれに準ずる団体からその所属職員を本学に委託する願い出があった場合は、授業及び研究に妨げのない限り、教授会の議を経て、学長が委託生として許可することがある。

2. 委託生が授業科目の履修を願い出た場合は、科目等履修生に関する規程を、また、研究することを願い出た場合は研究生に関する規程をそれぞれ準用する。

(外国人留学生)

第46条の2 外国人留学生の入学を許可することができる。

2. 外国人留学生に関する規程は別に定める。

第11章 大 学 開 放

(公開講座等)

第47条 公開講座等は、授業及び研究に妨げのない限り開講することができる。

第12章 賞 罰

(表 彰)

第48条 人物、学業ともに優秀な者、その他学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の議を経て、学長がこれを表彰する。

2. 学生表彰に関する規程は別に定める。

(懲 戒)

第49条 本学の規則に違反、又は次の各号のいずれかに該当する者は、教授会の議を経て、学長がこれを訓戒、停学又は退学に処する。

(1) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

(2) 正当な理由なく出席常ならぬ者、又は無届で長期にわたり欠席した者

2. 学生懲戒に関する規程は別に定める。

第13章 附 属 施 設

(図書館)

第50条 本学に図書館を置く。

2. 図書館に関する規程は別に定める。

(松山東雲教育実践研究センター)

第51条 本学に松山東雲教育実践研究センターを置く。

2. 松山東雲教育実践研究センターに関する規程は別に定める。

第14章 学 則 の 改 廃

(学則の改廃)

第52条 この学則の改廃は、教授会の議を経て、学長が理事会に進達する。

附 則

1. この学則は1964年4月1日から施行する。

2. 改 正 （1966年4月1日）

3. 改 正 （1969年4月1日）

4. 改 正 （1975年4月1日）

5. 改 正 （1976年4月1日）

6. 改 正 （1978年4月1日）

7. 改 正 （1982年4月1日）

8. 改 正 （1983年4月1日）

9. 改 正 （1984年4月1日）

10. 改 正 （1985年4月1日）

11. 改 正 （1986年4月1日）

① ただし、1986年度から1987年度において、保育科の総定員は第3条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

1986年度 230人

1987年度 260人

② 第3条に規定する学生定員は、2000年度までの間は、次のとおりとする。

学 科 \ 年 度	1986 年度		1987 年度 ～1999 年度		2000 年度	
	入学 定員	総定員	入学 定員	総定員	入学 定員	総定員
食 物 科	200	380	200	400	180	380
家 政 科	140	260	140	280	120	260
英 文 科	120	220	120	240	100	220
秘 書 科	120	220	120	240	100	220
計	580	1,080	580	1,160	500	1,080

12. 改 正 （1987年4月1日）

① ただし、1986年度から1987年度において、保育科の総定員は第3条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

1986年度 230人

1987年度 260人

② 第3条に規定する学生定員は、2000年度までの間は、次のとおりとする。

学 科 \ 年 度	1987 年度		1988 年度 ～1999 年度		2000 年度	
	入学 定員	総定員	入学 定員	総定員	入学 定員	総定員
食 物 科	—	200	—	—	—	—
家 政 科	—	140	—	—	—	—
英 文 科	120	240	120	240	100	220
秘 書 科	120	240	120	240	100	220
生 活 科 学 科						
食物栄養専攻	120	120	120	240	100	220
生活環境専攻	120	120	120	240	100	220
生活文化専攻	100	100	100	200	100	200
計	580	1,160	580	1,160	500	1,080

13. 改 正 （1988年4月1日）

① 第3条に規定する学生定員は、2000年度までの間は、次のとおりとする。

学 科 \ 年 度	1987 年度		1988 年度 ～1999 年度		2000 年度	
	入学 定員	総定員	入学 定員	総定員	入学 定員	総定員
食 物 科	—	200	—	—	—	—
家 政 科	—	140	—	—	—	—
英 文 科	120	240	120	240	100	220
保 育 科	130	260	130	260	130	260
秘 書 科	120	240	120	240	100	220
生 活 科 学 科						
食物栄養専攻	120	120	120	240	100	220
生活環境専攻	120	120	120	240	100	220
生活文化専攻	100	100	100	200	100	200
計	710	1,420	710	1,420	630	1,340

14. 改 正 （ 1 9 8 9 年 4 月 1 日 ）

① 第 3 条 に規定する学生定員は、2000 年度までの間は、次のとおりとする。

学 科 \ 年 度	1987 年度		1988年度 ～1999年度		2000 年度	
	入学 定員	総定員	入学 定員	総定員	入学 定員	総定員
食 物 科	—	200	—	—	—	—
家 政 科	—	140	—	—	—	—
英 文 科	120	240	120	240	100	220
保 育 科	130	260	130	260	130	260
秘 書 科	120	240	120	240	100	220
生 活 科 学 科						
食物栄養専攻	120	120	120	240	100	220
生活環境専攻	120	120	120	240	100	220
生活文化専攻	100	100	100	200	100	200
計	710	1,420	710	1,420	630	1,340

② 第28条第 1 項別表 3 学納金の施設・設備費については、過年度入学生にも適用する。

15. 改 正 （ 1 9 9 0 年 4 月 1 日 ）

① 第 3 条 に規定する学生定員は、2000 年度までの間は、次のとおりとする。

学 科 \ 年 度	1986 年度		1987 年度		1988年度 ～1999年度		2000 年度	
	入学 定員	総定員	入学 定員	総定員	入学 定員	総定員	入学 定員	総定員
食 物 科	200	380	—	200	—	—	—	—
家 政 科	140	260	—	140	—	—	—	—
英 文 科	120	220	120	240	120	240	100	220
保 育 科	130	230	130	260	130	260	130	260
秘 書 科	120	220	120	240	120	240	100	220
生 活 科 学 科								
食物栄養専攻	—	—	120	120	120	240	100	220
生活環境専攻	—	—	120	120	120	240	100	220
生活文化専攻	—	—	100	100	100	200	100	200
計	710	1,310	710	1,420	710	1,420	630	1,340

② 第28条第 1 項別表 3 学納金の施設・設備費については、過年度入学生にも適用する。

16. 改 正 （ 1 9 9 1 年 4 月 1 日 ）

① 第 3 条に規定する学生定員は、2000年度までの間は、次のとおりとする。

学 科 年 度	1986 年度		1987 年度		1988年度 ～1999年度		2000 年度	
	入学 定員	総定員	入学 定員	総定員	入学 定員	総定員	入学 定員	総定員
食 物 科	200	380	—	200	—	—	—	—
家 政 科	140	260	—	140	—	—	—	—
英 文 科	120	220	120	240	120	240	100	220
保 育 科	130	230	130	260	130	260	130	260
秘 書 科	120	220	120	240	120	240	100	220
生 活 科 学 科								
食物栄養専攻	—	—	120	120	120	240	100	220
生活環境専攻	—	—	120	120	120	240	100	220
生活文化専攻	—	—	100	100	100	200	100	200
計	710	1,310	710	1,420	710	1,420	630	1,340

17. 改 正 （ 1 9 9 1 年 10 月 1 日 ）

18. 改 正 （ 1 9 9 2 年 4 月 1 日 ）

19. 改 正 （ 1 9 9 3 年 4 月 1 日 ）

20. 改 正 （ 1 9 9 4 年 4 月 1 日 ）

21. 改 正 （ 1 9 9 5 年 4 月 1 日 ）

22. 改 正 （ 1 9 9 6 年 4 月 1 日 ）

23. 改 正 （ 1 9 9 7 年 4 月 1 日 ）

24. この学則は1998年4月1日から施行する。なお、1997年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。

25. この学則は1998年6月1日に改正し、1999年4月1日から施行する。なお、1998年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。ただし、1998年度以前に入学した生活科学科生活環境専攻の学生で、1999年4月1日に在籍するものについては、専攻課程の名称を生活デザイン専攻とする。

1991年4月1日改正の附則①における生活科学科生活環境専攻の専攻課程名称は、1999年度より生活デザイン専攻に読み替えるものとする。

26. この学則は1999年4月1日に改正・施行する。

27. 第3条及び1991年4月1日改正の附則①の規定にかかわらず、1999年度における学科及び学生定員は次のとおりとし、2000年度以降の学科及び学生定員は第3条のとおりとする。

ただし、英文科及び生活科学科生活文化専攻については、在学生の卒業を待って廃止する。

学 科 名	入学定員	総 定 員
保 育 科	120名	250名
秘 書 科	100名	220名
生活文化学科	90名	90名
生 活 科 学 科		
食物栄養専攻	100名	220名
生活デザイン専攻	90名	210名
生活文化専攻	—	100名
英 文 科	—	120名
計	500名	1,210名

28. この学則は2000年4月1日から施行する。なお、1999年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。
29. この学則は2001年4月1日から施行する。なお、2000年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。
30. この学則は2002年4月1日から施行する。なお、2001年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。
31. この学則は2003年4月1日から施行する。なお、2002年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。
32. この学則は2004年4月1日から施行する。なお、2003年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。
33. この学則は2005年4月1日から施行する。なお、2004年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。
34. この学則は2006年1月1日から施行する。なお、2005年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。ただし、第35条については、この学則施行日に在学する学生についても適用する。
35. この学則は2006年4月1日から施行する。なお、2005年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。
36. この学則は2007年4月1日から施行する。なお、2006年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。
37. この学則は2008年4月1日から施行する。なお、2007年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。
38. 第3条の規定にかかわらず、2008年度における学科及び学生定員は次のとおりとし、2009年度以降の学科及び学生定員は第3条のとおりとする。ただし、生活文化学科については、在学生の卒業を待って廃止する。

学 科 名	入学定員	総 定 員
保 育 科	100名	220名
秘 書 科	70名	170名
生活文化学科	—	90名
生活科学科		
食物栄養専攻	80名	180名
生活デザイン専攻	50名	140名
介護福祉専攻	40名	40名
計	340名	840名

39. この学則は2009年4月1日から施行する。なお、2008年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。

40. この学則は2010年4月1日から施行する。なお、2009年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。

41. 第3条の規定にかかわらず、2011年度における学科及び学生定員は次のとおりとし、2012年度以降の学科及び学生定員は第3条のとおりとする。ただし、生活科学科生活デザイン専攻については、在学生の卒業を待って廃止する。

学 科 名	入学定員	総 定 員
保 育 科	100名	200名
秘 書 科	70名	140名
生活科学科		
食物栄養専攻	80名	160名
生活デザイン専攻	—	50名
介護福祉専攻	40名	80名
計	290名	630名

42. この学則は2011年4月1日から施行する。なお、2010年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。

43. この学則は2012年4月1日から施行する。なお、2011年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。

44. この学則は2013年4月1日から施行する。なお、2012年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。

45. 第3条の規定にかかわらず、2014年度における学科及び学生定員は次のとおりとし、2015年度以降の学科及び学生定員は第3条のとおりとする。秘書科は2014年度より現代ビジネス学科に名称変更する。

学 科 名	入学定員	総 定 員
保 育 科	100名	200名
秘 書 科	—	70名
現代ビジネス学科	70名	70名
生 活 科 学 科		
食物栄養専攻	80名	160名
介護福祉専攻	40名	80名
計	290名	580名

46. この学則は 2014 年 4 月 1 日から施行する。なお、2013 年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。
47. この学則は 2015 年 4 月 1 日から施行する。なお、2014 年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。ただし、第 15 条、第 17 条、第 18 条については、学則施行日に在籍する学生についても適用する。
48. 第 3 条の規定にかかわらず、2016 年度における学科及び学生定員は次のとおりとし、2017 年度以降の学科及び学生定員は第 3 条のとおりとする。ただし、生活科学科介護福祉専攻については、在学生の卒業を待って廃止する。

学 科 名	入学定員	総 定 員
保 育 科	100名	200名
現代ビジネス学科	70名	140名
生 活 科 学 科		
食物栄養専攻	80名	160名
介護福祉専攻	—	40名
計	250名	540名

49. この学則は 2016 年 4 月 1 日から施行する。なお、2015 年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。
50. 第 3 条の規定にかかわらず、2017 年度における学科及び学生定員は次のとおりとし、2018 年度以降の学科及び学生定員は第 3 条のとおりとする。生活科学科食物栄養専攻は 2017 年度より食物栄養学科に名称変更する。

学 科 名	入学定員	総 定 員
保 育 科	100名	200名
現代ビジネス学科	70名	140名
生 活 科 学 科		
食物栄養専攻	—	80名
食 物 栄 養 学 科	80名	80名
計	250名	500名

51. この学則は 2017 年 4 月 1 日から施行する。なお、2016 年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。
52. この学則は2018年 4 月 1 日から施行する。なお、2017年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。
53. この学則は2019年 4 月 1 日から施行する。なお、2018年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。
54. この学則は 2020 年 4 月 1 日から施行する。なお、2019 年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。
55. この学則は 2021 年 4 月 1 日から施行する。なお、2020 年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。ただし、第 23 条、第 33 条第 2 項については、この学則施行日に在籍する学生についても適用する。
56. この学則は 2022 年 4 月 1 日から施行する。なお、2021 年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。
57. この学則は 2023 年 4 月 1 日から施行する。なお、2022 年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。
58. この学則は 2024 年 4 月 1 日から施行する。なお、2023 年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。
59. 第 3 条の規定にかかわらず、2025年度における学科及び学生定員は次のとおりとし、2026年度以降の学科及び学生定員は第 3 条のとおりとする。

学 科 名	入学定員	総定員
保 育 科	100名	200名
現代ビジネス学科	40名	110名
食 物 栄 養 学 科	80名	160名
計	220名	470名

60. この学則は 2025 年 4 月 1 日から施行する。なお、2024 年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。ただし、第 13 条については、この学則施行日に在籍する学生についても適用する。

61. 第3条の規定にかかわらず、2026年度における学科及び学生定員は次のとおりとし、2027年度以降の学科及び学生定員は第3条のとおりとする。

学 科 名	入学定員	総定員
保 育 科	50名	150名
現代ビジネス学科	40名	80名
食物栄養学科	40名	120名
計	130名	350名

62. この学則は2026年4月1日から施行する。なお、2025年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。

63. 第3条の規定にかかわらず、2027年度における学科及び収容定員は次のとおりとし、2028年度以降の学科及び収容定員は第3条のとおりとする。ただし、現代ビジネス学科については、在学生の卒業を待って廃止する。

学 科 名	入学定員	収容定員
保 育 科	50名	100名
現代ビジネス学科	—	40名
食物栄養学科	40名	80名
計	90名	220名

64. この学則は2027年4月1日から施行する。なお、2026年度以前に入学した学生については、入学時の学則を適用する。

別表1の(1) 共通カリキュラム

領域	授業科目	単位数		備考
		必修	選択	
A 知の 礎	キリスト教学	2		〔保育科〕 10単位以上 〔食物栄養学科〕 10単位以上
	哲学		2	
	倫理学		2	
	文学		2	
	心理学入門		2	
	法学		2	
	日本国憲法		2	
	経済学		2	
	ジェンダー論		2	
	AIとデータサイエンス	2		
B 社会と 共に学 ぶ	まつやま学		2	
	正岡子規と伊予の文化		2	
	茶道の文化		2	
	ボランティア論		2	
	社会起業論		2	
	生活の美術		2	
	大学コンソーシアム共通科目Ⅰ		2	
	大学コンソーシアム共通科目Ⅱ		2	
	インディペンデント・スタディ		2	
C ライフ デザイン	現代社会とライフデザイン		2	
	女性とライフプランニング		2	
	フィジカルマネジメントと健康		2	
	ライフサイクルと健康		2	
	栄養と食生活		2	
	現代のメンタルヘルス		2	
	生涯スポーツⅠ		2	
	生涯スポーツⅡ		2	
	体育講義 ※		1	
	体育実技 ※		1	
	レクリエーション概論		2	
	レクリエーション実技		1	
	レクリエーション指導実習		1	
D 伝え 合う力	英語Ⅰ ※1		2	
	英語Ⅱ ※1		2	
	観光英語		2	
	資格英語		2	
	フランス語 ※1		2	
	ドイツ語 ※1		2	
	中国語 ※1		2	
	韓国・朝鮮語 ※1		2	
	日本語 ※1		2	
	読書とコミュニケーション		2	
	手話		2	
	情報リテラシー		2	
	国際事情研究		2	
計		4	82	

(注)

1. C群の領域の※は保育科のみ、D群の領域の※1はその言語を母語としない学生のみ履修登録できる科目を示す。

別表1の(2) 保 育 科

授業科目の 区分等	授 業 科 目	単 位 数		備 考
		必 修	選 択	
共通カリキュラム				10単位以上
専 門 科 目	保育ゼミナールⅠ	1		40 単位 以上
	保育ゼミナールⅡ	1		
	保育総合演習Ⅰ	1		
	保育総合演習Ⅱ	1		
	保育原理		2	
	教育原論		2	
	社会福祉		2	
	子ども家庭福祉		2	
	子ども家庭支援論		2	
	社会的養護Ⅰ		2	
	社会的養護Ⅱ		1	
	教育社会学		2	
	保育者論		2	
	教育心理学(保育の心理学)		2	
	子ども家庭支援の心理学		2	
	子どもの保健		2	
	乳児保育Ⅰ		2	
	乳児保育Ⅱ		1	
	子どもの健康と安全		1	
	子どもの食と栄養		2	
	保育カリキュラム論		2	
	保育内容総論		1	
	幼児と健康		1	
	幼児と人間関係		1	
	幼児と環境		1	
	幼児と言葉		1	
	幼児と音楽表現		1	
	幼児と造形表現		1	
	健康の指導法		1	
	人間関係の指導法		1	
	言葉の指導法		1	
	環境の指導法		1	
	表現の指導法		1	
	特別支援教育		2	
	子育て支援		1	
	保育者のためのピアノ基礎Ⅰ※		1	
	保育者のためのピアノ基礎Ⅱ※		1	
	音楽Ⅰ(保育内容の理解と方法Ⅰ)		1	
	音楽Ⅱ(保育内容の理解と方法Ⅱ)		1	
	音楽Ⅲ(保育内容の理解と方法Ⅴ)		1	
	音楽Ⅳ(保育内容の理解と方法Ⅵ)		1	
	図画工作(保育内容の理解と方法Ⅲ)		1	
	体育(保育内容の理解と方法Ⅳ)		1	
	教育相談		1	
	幼児教育の方法		2	
	幼児理解の理論と方法		1	
	教職実践演習(幼稚園)※		2	
	教育実習Ⅰ※		1	
	教育実習Ⅱ※		4	
	児童館・放課後児童クラブの機能と運営		2	
	児童館・放課後児童クラブの活動内容と指導法Ⅰ		2	
	保育実習Ⅰ※		4	
	保育実習指導Ⅰ※		2	
	保育実習Ⅱ※		2	
	保育実習指導Ⅱ※		1	
	保育実習Ⅲ※		2	
	保育実習指導Ⅲ※		1	
	児童館実習※		2	
計		4	83	
卒 業 要 件 単 位 数		62単位以上		

- (注) 1. ※の科目の単位数は卒業要件単位数に含まない。
2. 共通カリキュラムは、別表1の(1)のとおりとする。
3. 自由単位12単位以上は、共通カリキュラム、専門科目、他学科履修可能授業科目、単位互換科目から履修できるものとする。

別表 1 の (3) 食物栄養学科

授業科目の区分等	授 業 科 目	単 位 数		備 考
		必 修	選 択	
共通カリキュラム				10単位以上
専 門 科 目	栄養ゼミナールⅠ	1		38単位以上
	栄養ゼミナールⅡ	1		
	卒業研究	2		
	公衆衛生学		2	
	社会福祉概論		2	
	解剖生理学Ⅰ		2	
	解剖生理学Ⅱ		2	
	生化学		2	
	臨床生化学		2	
	生化学実験		1	
	食品学総論		2	
	食品学各論		2	
	食品衛生学		2	
	食品学総論実験		1	
	基礎化学実験		1	
	食品衛生学実験		1	
	基礎栄養学		2	
	応用栄養学		2	
	臨床栄養学		2	
	食事計画論		2	
	栄養学実習		1	
	臨床栄養学実習		1	
	栄養教育論Ⅰ		2	
	栄養教育論Ⅱ		2	
	公衆栄養学		2	
	栄養教育論実習Ⅰ		1	
	栄養教育論実習Ⅱ		1	
	調理学		2	
	給食計画・実務論		2	
	調理学実習Ⅰ		1	
	調理学実習Ⅱ		1	
	食べ物と調理		1	
	給食管理実習Ⅰ		1	
	給食管理実習Ⅱ		1	
	給食計画実務実習		1	
	栄養ケア・マネジメント		2	
	病理学		2	
	スポーツ栄養・基礎		2	
	スポーツ栄養・応用		2	
	アレルギーと食育		2	
	フードビジネス論		2	
	栄養士実力養成演習		2	
自由単位				14単位以上
計		4	64	
卒 業 要 件 単 位 数				62単位以上

(注) 1. 共通カリキュラムは、別表 1 の (1) のとおりとする。

2. 自由単位14単位以上は、共通カリキュラム、専門科目(選択)、他学科履修可能授業科目、単位互換科目から履修できるものとする。

別表2の（1）学 納 金 等

入 学 金	(入学時のみ)	250,000円
授 業 料	(年 額)	600,000円
施 設・設備費	(年 額)	250,000円
教育充実費 (年 額)	保 育 科	32,000円
	食物栄養学科	37,000円
入 学 検 定 料		30,000円
一般選抜併願制度利用者の入学検定料		40,000円
大学入学共通テスト利用選抜の入学検定料		15,000円
大学入学共通テスト利用選抜併願制度利用者の入学検定料		25,000円

別表2の（2）長期履修学生の学納金

費目	年次 学期	1年次		2年次		3年次		総額
		前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	
入学金		250,000	0	0	0	0	0	250,000
授業料		200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	1,200,000
施設・設備費		80,000	84,000	84,000	84,000	84,000	84,000	500,000
教育充実費 (保育科)		9,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	64,000
教育充実費 (食物栄養学科)		9,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	74,000
計 (保育科)		539,000	295,000	295,000	295,000	295,000	295,000	2,014,000
計 (食物栄養学科)		539,000	297,000	297,000	297,000	297,000	297,000	2,024,000

変更事項を記載した書類

1. 変更の事由

進学動向や 18 歳人口の減少など、近年の社会情勢の変化は、全国のビジネス系学科を設置する短期大学において、志願者及び入学者の減少をもたらせており、本学の現代ビジネス学科においても例外ではない。本学園として将来にわたり安定した教育環境を維持するため、慎重な検討を重ねた結果、学生募集の停止に至った。

2. 変更の内容

第 3 条、第 3 条の 2、第 35 条：現代ビジネス学科廃止

別表 1 : 現代ビジネス学科廃止、番号繰り上げ

別表 2 : 現代ビジネス学科廃止

3. 変更の時期

2027 年 4 月 1 日

（変更箇所：下線部）

新学則（令和9年度）	旧学則（令和8年度）																											
第2章 学科、収容定員及び修業年限 (学科及び収容定員) 第3条 本学に設置する学科及び収容定員は次の表のとおりとする。 <table><tr><th>学 科 名</th><th>入学定員</th><th>収容定員</th></tr><tr><td>保 育 科</td><td>50 名</td><td>100 名</td></tr><tr><td>食 物 栄 養 学 科</td><td>40 名</td><td>80 名</td></tr><tr><td>計</td><td>90 名</td><td>180 名</td></tr></table> (学科の教育目的) 第3条の2 各学科の教育目的は、次のとおりとする。 (1) 保育科は、新しい時代の変革や社会の要請に 応えることのできるより高い資質をも った有為な保育者を養成する。 (2) 食物栄養学科は、食と健康に関する専門知識と 確かな技術を修得し、食の分野から 人々の健康実現をサポートする食のスペ シャリストを養成する。 (学位の授与) 第35条 本学を卒業した者に次のとおり短期大 学士の学位を授与する。 保 育 科 短期大学士（保育） 食 物 栄 養 学 科 短期大学士（食物栄養）	学 科 名	入学定員	収容定員	保 育 科	50 名	100 名	食 物 栄 養 学 科	40 名	80 名	計	90 名	180 名	第2章 学科、収容定員及び修業年限 (学科及び収容定員) 第3条 本学に設置する学科及び収容定員は次の表のとおりとする。 <table><tr><th>学 科 名</th><th>入学定員</th><th>収容定員</th></tr><tr><td>保 育 科</td><td>50 名</td><td>100 名</td></tr><tr><td>現代ビジネス学科</td><td>40 名</td><td>80 名</td></tr><tr><td>食 物 栄 養 学 科</td><td>40 名</td><td>80 名</td></tr><tr><td>計</td><td>130 名</td><td>260 名</td></tr></table> (学科の教育目的) 第3条の2 各学科の教育目的は、次のとおりとする。 (1) 保育科は、新しい時代の変革や社会の要請に 応えることのできるより高い資質をも った有為な保育者を養成する。 (2) 現代ビジネス学科は、ビジネスに関する知識と スキルを身につけ、ICT 運用能力と協 調性、創造性、主体性を発揮し、地域社会 に貢献できる女性を育成する。 (3) 食物栄養学科は、食と健康に関する専門知識と 確かな技術を修得し、食の分野から 人々の健康実現をサポートする食のスペ シャリストを養成する。 (学位の授与) 第35条 本学を卒業した者に次のとおり短期大 学士の学位を授与する。 保 育 科 短期大学士（保育） 現代ビジネス学科 短期大学士（ビジネス） 食 物 栄 養 学 科 短期大学士（食物栄養）	学 科 名	入学定員	収容定員	保 育 科	50 名	100 名	現代ビジネス学科	40 名	80 名	食 物 栄 養 学 科	40 名	80 名	計	130 名	260 名
学 科 名	入学定員	収容定員																										
保 育 科	50 名	100 名																										
食 物 栄 養 学 科	40 名	80 名																										
計	90 名	180 名																										
学 科 名	入学定員	収容定員																										
保 育 科	50 名	100 名																										
現代ビジネス学科	40 名	80 名																										
食 物 栄 養 学 科	40 名	80 名																										
計	130 名	260 名																										

附 則

1. この学則は1964年4月1日から施行する。

—中 略—

62. この学則は2026年4月1日から施行する。
 なお、2025年度以前に入学した学生については、
 入学時の学則を適用する。

63. 第3条の規定にかかわらず、2027年度における学科及び収容定員は次のとおりとし、2028年度以降の学科及び収容定員は第3条のとおりとする。ただし、現代ビジネス学科については、在学生の卒業を待って廃止する。

学 科 名	入学定員	収容定員
保 育 科	50名	100名
現代ビジネス学科	—	40名
食 物 栄 養 学 科	40名	80名
計	90名	220名

64. この学則は2027年4月1日から施行する。
 なお、2026年度以前に入学した学生については、
入学時の学則を適用する。

附 則

1. この学則は1964年4月1日から施行する。

—中 略—

62. この学則は2026年4月1日から施行する。
 なお、2025年度以前に入学した学生については、
 入学時の学則を適用する。

新学則					旧学則				
別表1の(1) 共通カリキュラム					別表1の(1) 共通カリキュラム				
領域	授業科目	単位数		備考	領域	授業科目	単位数		備考
		必修	選択				必修	選択	
A 知の礎	キリスト教学	2		〔保育科〕 10単位以上 〔食物栄養学科〕 10単位以上	A 知の礎	キリスト教学	2		〔保育科〕 10単位以上 〔現代ビジネス学科〕 10単位以上 〔食物栄養学科〕 10単位以上
	哲学		2			哲学		2	
	倫理学		2			倫理学		2	
	文学		2			文学		2	
	心理学入門		2			心理学入門		2	
	法学		2			法学		2	
	日本国憲法		2			日本国憲法		2	
	経済学		2			経済学		2	
	ジェンダー論		2			ジェンダー論		2	
	AIとデータサイエンス	2				AIとデータサイエンス	2		
B 社会と共に学ぶ	まつやま学		2	B 社会と共に学ぶ	まつやま学		2		
	正岡子規と伊予の文化		2		正岡子規と伊予の文化		2		
	茶道の文化		2		茶道の文化		2		
	ボランティア論		2		ボランティア論		2		
	社会起業論		2		社会起業論		2		
	生活の美術		2		生活の美術		2		
	大学コンソーシアム共通科目Ⅰ		2		大学コンソーシアム共通科目Ⅰ		2		
	大学コンソーシアム共通科目Ⅱ		2		大学コンソーシアム共通科目Ⅱ		2		
	インディペンデント・スタディ		2		インディペンデント・スタディ		2		
C ライフデザイン	現代社会とライフデザイン		2	C ライフデザイン	現代社会とライフデザイン		2		
	女性とライフプランニング		2		女性とライフプランニング		2		
	フィジカルマネジメントと健康		2		フィジカルマネジメントと健康		2		
	ライフサイクルと健康		2		ライフサイクルと健康		2		
	栄養と食生活		2		栄養と食生活		2		
	現代のメンタルヘルス		2		現代のメンタルヘルス		2		
	生涯スポーツⅠ		2		生涯スポーツⅠ		2		
	生涯スポーツⅡ		2		生涯スポーツⅡ		2		
	体育講義 ※		1		体育講義 ※		1		
	体育実技 ※		1		体育実技 ※		1		
	レクリエーション概論		2		レクリエーション概論		2		
D 伝え合う力	レクリエーション実技		1	D 伝え合う力	レクリエーション実技		1		
	レクリエーション指導実習		1		レクリエーション指導実習		1		
	英語Ⅰ ※1		2		英語Ⅰ ※1		2		
	英語Ⅱ ※1		2		英語Ⅱ ※1		2		
	観光英語		2		観光英語		2		
	資格英語		2		資格英語		2		
	フランス語 ※1		2		フランス語 ※1		2		
	ドイツ語 ※1		2		ドイツ語 ※1		2		
	中国語 ※1		2		中国語 ※1		2		
	韓国・朝鮮語 ※1		2		韓国・朝鮮語 ※1		2		
	日本語 ※1		2		日本語 ※1		2		
	読書とコミュニケーション		2		読書とコミュニケーション		2		
	手話		2		手話		2		
	情報リテラシー		2		情報リテラシー ※2		2		
国際事情研究		2	国際事情研究		2				
計		4	82	計		4	82		
(注)					(注)				
1. C群の領域の※は保育科のみ、D群の領域の※1はその言語を母語としない学生のみ履修登録できる科目を示す。					1. C群の領域の※は保育科のみ、D群の領域の※1はその言語を母語としない学生のみ、※2は保育科・食物栄養学科のみ、履修登録できる科目を示す。				

新学則

旧学則

別表1の(3) 食物栄養学科

別表1の(3) 現代ビジネス学科

授業科目の 区分等	授 業 科 目	単 位 数		備 考
		必 修	選 択	
共通カリキュラム				10 単 位 以 上
	現代企業論	2		46 単 位 以 上
	現代社会と経済	2		
	日本語表現Ⅰ	2		
	情報リテラシー	2		
	情報コミュニケーション	2		
	コンピュータ文書作成Ⅰ	2		
	コンピュータ文書作成Ⅱ	2		
	デジタル倫理	2		
	キャリアデザイン	2		
	ゼミナールⅠ	2		
	ゼミナールⅡ	2		
	ゼミナールⅢ	2		
	ゼミナールⅣ	2		
	日本語表現Ⅱ	2		
	情報処理概論		2	
	コミュニケーション演習		2	
	情報処理演習		2	
	ビジネスインターンシップ		2	
	マーケティング基礎		2	
	診療報酬請求事務Ⅰ		2	
	診療報酬請求事務Ⅱ		2	
	ファイナンシャル・プランニング演習		2	
	企業分析演習		2	
	証券外務員演習		2	
	観光ビジネス論		2	
	ホスピタリティ論		2	
	コンピュータ会計実務		2	
	マーケティング応用		2	
	マーケティングリサーチ		2	
	簿記・会計		2	
	簿記演習		2	
	ビジネス英語		2	
	トラベル英語		2	
	サービスマネジメント		2	
マルチメディア演習		2		
実用英語Ⅰ		2		
実用英語Ⅱ		2		
科目間横断プログラムⅠ		4		
科目間横断プログラムⅡ		4		
観光地理		2		
証券外務員 ※		1		
簿記検定2級 ※		1		
簿記検定3級 ※		1		
メディカルクラーク ※		1		
自由単位				6単位以上
計		28	60	
卒 業 要 件 単 位 数				62単位以上

(注) 1. ※の科目の単位数は卒業要件単位数に含まない。
2. 共通カリキュラムは、別表1の(1)のとおりとする。
3. 自由単位6単位以上は、共通カリキュラム、専門科目、他学科履修可能授業科目、単位互換科目から履修できるものとする。

別表1の(4) 食物栄養学科

新学則

別表2の(1) 学納金等

入学金	(入学時のみ)	250,000円
授業料	(年 額)	600,000円
施設・設備費	(年 額)	250,000円
教育充実費(年 額)	保育科	32,000円
	食物栄養学科	37,000円
入学検定料		30,000円
一般選抜併願制度利用者の入学検定料		40,000円
大学入学共通テスト利用選抜の入学検定料		15,000円
大学入学共通テスト利用選抜併願制度利用者の入学検定料		25,000円

別表2の(2) 長期履修学生の学納金

費目	年度 学期	1年次		2年次		3年次		総額
		前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	
入学金		250,000	0	0	0	0	0	250,000
授業料		200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	1,200,000
施設・設備費		80,000	84,000	84,000	84,000	84,000	84,000	500,000
教育充実費 (保育科)		9,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	64,000
教育充実費 (食物栄養学科)		9,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	74,000
計(保育科)		539,000	295,000	295,000	295,000	295,000	295,000	2,014,000
計(食物栄養学科)		539,000	297,000	297,000	297,000	297,000	297,000	2,024,000

旧学則

別表2の(1) 学納金等

入学金	(入学時のみ)	250,000円
授業料	(年 額)	600,000円
施設・設備費	(年 額)	250,000円
教育充実費(年 額)	保育科	32,000円
	現代ビジネス学科	37,000円
入学検定料		30,000円
一般選抜併願制度利用者の入学検定料		40,000円
大学入学共通テスト利用選抜の入学検定料		15,000円
大学入学共通テスト利用選抜併願制度利用者の入学検定料		25,000円

別表2の(2) 長期履修学生の学納金

費目	年度 学期	1年次		2年次		3年次		総額
		前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	
入学金		250,000	0	0	0	0	0	250,000
授業料		200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	1,200,000
施設・設備費		80,000	84,000	84,000	84,000	84,000	84,000	500,000
教育充実費 (保育科)		9,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	64,000
教育充実費 (現代ビジネス学科)		9,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	64,000
教育充実費 (食物栄養学科)		9,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	74,000
計 (保育科・現代ビジネス学科)		539,000	295,000	295,000	295,000	295,000	295,000	2,014,000
計(食物栄養学科)		539,000	297,000	297,000	297,000	297,000	297,000	2,024,000

学則の変更の趣旨等を記載した書類

令和 8 年 6 月 30 日

ア 学則変更（収容定員変更）の内容

本学の現代ビジネス学科は令和 9 年（2027）年度入学生より学生募集を停止する。
それに伴い、学則第 3 条、第 3 条の 2、第 35 条、別表 1、別表 2 を変更する。

イ 学則変更（収容定員変更）の必要性

進学動向や 18 歳人口の減少など、近年の社会情勢の変化は、全国のビジネス系学科を設置する短期大学において、志願者及び入学者の減少をもたらしており、本学の現代ビジネス学科においても例外ではない。本学園として将来にわたり安定した教育環境を維持するため、学生募集を停止せざるを得ないと判断したため。

ウ 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容

別表 1 の（3）現代ビジネス学科を削除する。また、別表 1 の（4）食物栄養学科の番号を繰り上げる。

また、現代ビジネス学科のカリキュラムについては、卒業に必要な授業科目及び教育環境は、これまで通り維持する。就職・進学活動については、専門スタッフによるキャリア支援体制に変わりはない。一人ひとりに寄り添う支援をこれまで以上に徹底する。教職員の配置については、担当教職員が卒業まで責任を持って指導にあたる。

目 次

- (1) 収容定員を変更する組織の概要
- (2) 人材需要の社会的な動向等
- (3) 学生確保の見通し等
- (4) 収容定員を変更する組織の定員設定の理由

学生の確保の見通し等を記載した書類

- (1) 収容定員を変更する組織の概要
学生募集を停止するものであるため該当なし。
- (2) 人材需要の社会的な動向等
学生募集を停止するものであるため該当なし。
- (3) 学生確保の見通し等
学生募集を停止するものであるため該当なし。
- (4) 収容定員を変更する組織の定員設定の理由
学生募集を停止するものであるため該当なし。

教 員 名 簿

学 長 又 は 校 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 ＜就任(予定)年月＞	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
-	学長	ミズシロ ヒトシ 水代 仁 ＜令和7年6月＞		修士（経営学）		松山東雲短期大学 学長 (令和7年6月～令和11年3月)